

愛知県立一色高等学校

全日制生徒心得

一色高等学校の生徒として、本校の三題である「謙虚・持続・気力」を心に留め、学業に励み、心身を鍛え、健全な人格形成を目指すべく、生徒の守るべき心得を次のように定める。

1. 登校・下校

- (1) 始業は8時40分とする。
- (2) 下校時刻は4月～9月は17時30分、10月～3月は17時とする。部活動による延長については以下とする。

	終了時刻	延長許可	完全下校
4月～9月	18時30分	19時00分	19時15分
10月～3月	18時00分	18時30分	18時45分

- (3) 通学手段は徒歩、公共交通機関の利用、又は通学許可を受けた自転車によるものとする。
- (4) 自動車での送迎は原則禁止する。ただし、傷病等やむを得ない場合はこれを認める。
- (5) 登下校中の事故については十分に注意する。

2. 欠席・遅刻・早退・忌引

- (1) 欠席・遅刻等をする場合は、原則として事前に保護者よりその理由を学校へ連絡する。
- (2) 遅刻・早退・下校時以外の外出については、職員室で所定の手続きをする。早退をした場合は帰宅後家庭から連絡を入れる。
- (3) 忌引は、父母の場合は7日以内、祖父母・兄弟姉妹は3日以内、伯叔父母、曾祖父母の場合は1日とする。

3. 学習

- (1) 授業の開始、終了の際には挨拶をする。
- (2) 授業中は規律を守り、他に迷惑をかけないようにする。
- (3) 授業に遅刻をしたときは、入室時に教科担任に報告する。

4. 考査

考査は日頃の学習成果を示す機会である。考査中の不正行為は生徒として絶対にしてはならない。

- (1) 定期考査は1週間前に予告する。
- (2) 考査発表から考査終了まで職員室、準備室等への入室を禁止する。
- (3) 受験上の注意
 - ア. 鉛筆、消しゴム及び特別に使用を許可された物以外は鞆に入れ、鞆を廊下に置き、予鈴が鳴ったら速やかに、出席番号順に着席する。
 - イ. 次の行為は不正行為とみなされる。
 - (ア) 指定外の物品(メモ又はこれに類するものを含む。)の所持や、これらを盗み見る。
 - (イ) 他人の答案の盗み見や連絡・合図等

(ウ)許可なしでする物品の貸借・私語等

(エ)携帯電話の教室内への持ち込み，所持

ウ．特別の指示がない限り，考査時間中に教室から出ることを禁止する。

エ．考査期間中，病欠出席した場合は，通院の証明書等を提出する。

(4) 不正行為は嚴重に指導する。当該科目の得点は0点とする。

(5) 追考査

1・2学期において成績不良のときは，不振者指導の後，追考査を行う。

(6) 追認考査

年度末において未認定科目のあるときは，追認考査を行う。

5. 身だしなみ

身だしなみを整え，落ち着いて授業を受けられる環境をつくる。

入学試験や就職試験で通用する身だしなみを日頃から身につける。

(1) 制服

指定の制服を着用し，正しい着こなしをする。制服の加工については禁止する。その他，傷病等やむを得ない事情で異装を必要とする場合は，願い出て許可を受ける。

(2) 頭髪

パーマ，染色，整髪料等による技巧は禁止する。その他，不備があるなどの指導を受けた場合は指示に従う。

本校の頭髪規定については，前髪が目にかからない，特殊な髪型・加工はしない。学習の妨げになる際は，長い髪は束髪する。なお，髪留めは華美でないものとする。

(3) 装飾品

ピアス，指輪，ネックレスなど装飾品を身につけない。

(4) 化粧

化粧や類似品の類はしない。

6. 所持品

学業に関係のない物品は持ち込まない。紛失・盗難の場合は生徒指導部へ報告する。拾得物を発見した場合は生徒指導部へ届け出る。

(1) 金銭

学校には必要以上に多額な金銭を持ちこまず，最小限の金額にとどめる。

(2) 教具・教材等

記名し，紛失のないように注意する。

(3) その他

ゲーム機，カードゲーム類の娯楽用具，マンガ，雑誌，化粧品等，学業に不必要なものは持ち込まない。

7. 交通安全

交通法規を遵守し、交通安全に努める。

(1) 交通事故に遭った場合はその場で警察に連絡し、救急の場合は救急車を呼ぶ(呼んでもらう)など、適切な対応を取る。また、学校及び家庭へ速やかに連絡を入れる。

(2) 交通違反を起こした場合も速やかに学校へ申し出る。

(3) 自転車通学者

ア. 本校への自転車通学については許可制とし、許可を受けた者は交付されたステッカーを自転車に貼り付ける。

イ. 雨天時はレインコートを着用する。

ウ. 校内では指定の駐輪場に駐輪し、施錠する。

エ. 自転車を新たに購入した場合は速やかに生徒指導部へ申し出て、再度許可を受けた上で新たなステッカーの交付を受ける。

オ. ハンドルを含め、自転車の改造をしない。

カ. スマートフォンやイヤホンを使用しながらの運転、傘差し運転、並列運転など危険な運転をしない。

キ. 無許可で自転車通学をしない。

(4) 運転免許取得

在学中の運転免許取得(原付・自動二輪・自動車等)については禁止する。無免許による運転や無断免許取得も禁止する。なお、3年生の就職者等の普通自動車免許取得のための教習については別に定める。

8. 携帯電話、スマートフォンの使用

学校敷地内では終日使用を禁止する。また、校外では、使用の仕方によっては触法行為にもなり得るので注意して使用する。

9. 校内生活

(1) 遅刻しないよう注意する。

(2) マナーを意識し、粗暴な言動や行為を慎む。

(3) 校内の施設・道具については大切に扱い、万が一破損した場合には届け出る。

(4) 許可なく火気及び電気機器の使用をしない。

(5) 非常事態発生の場合には、学校の指示に従って行動する。

(6) 掲示、印刷物配布、集会及び団体の結成や参加については事前の許可を必要とする。

10. 校外生活

(1) 深夜徘徊、無断外泊をしない。

(2) 触法行為をしない(飲酒、喫煙、万引、交通法規違反等)。

(3) 風紀上好ましくない飲食店、娯楽場に立ち入らない。

(4) 校外の団体に加入、又は行事に参加する場合は事前に申し出る。

11. アルバイト

アルバイトは原則禁止とする。なお、家業の手伝いについては別に定める。

12. 特別指導に関する規定

下記の行為については特別指導の対象とする。

- (1) 粗暴な行為, 言動(暴力行為, 侮辱行為, 威圧行為, いじめ行為), SNS上の迷惑行為等
- (2) 考査不正行為
- (3) 度重なる校則違反
- (4) その他性行不良(窃盗, 無賃乗車, 飲酒, 飲酒同席, 喫煙, 喫煙同席, バイクの乗車, 同乗, 所持, 無免許運転, 無断免許取得, 不健全娯楽施設への出入り, 無断アルバイト等)

13. 願, 届出書類

- (1) 願, 届出のおもな書類

事故災害届, 盗難紛失届, 異装願, イベント参加願, 学生割引証交付願, アルバイト許可願, 手伝いに関する申請。

- (2) 記載上の注意

- ア. 願, 届出は前もって担任を経て願い又は届け出る。
- イ. 記入の際は, ペン書きとする。

14. 本規則の改定規則

生徒・教職員・PTA等の意見聴取, 生徒会での検討, 必要諸会議を経て校長が決定し, 改定後はホームページに掲載する。

服装規定

【冬服】

学 校 指 定 ブレザー，ネクタイ，リボン，シャツ，ブラウス，ベストスカート，ズボン
防 寒 着 コート，パーカー，フリース，学校指定セーター

【夏服】

学 校 指 定 シャツ，ブラウス，スカート，ズボン

【その他】

学 校 指 定 スリッパ，体育館シューズ

学校指定以外 靴下・ストッキング（無地のもの），ベルト，ローファー，革靴